

*第1回「検討会」を踏まえた全石連の考え方

*:2019/5/22過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会（令和元年度第1回）

保安規制の緩和は――

- 時間軸で、【短期的課題】、【中長期的課題】に分けて、検討すべき

- SS全般的に、過疎予備軍が多数
- 構造要因で収益力低下に直面
＝短期的課題解決（保安規制の緩和）が必要

| | 全石連の考え方 | 短期的課題 | 中長期的課題 | 技術開発状況による |
|-----|---|--|---|-----------|
| 全般 | SS過疎となる予備軍が多数。ここに位置付けられるSSの生産性向上、収益向上につながる保安規制の緩和が必要と考えます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・SSフィールド内における専従スタッフのタブレット等によるセルフSSの給油許可 ・クルマ関連ビジネスの領域拡大 ・フィールドを含む敷地の有効活用 ・休業時のSSスペース活用、兼業事業の稼働 ・屋外SSのキャンピー面積制限の緩和 ・老朽地下タンクの延命策（非破壊検査による板厚確認等） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域エネルギーを担うエネルギーステーション化（太陽光、発電、蓄電、充電） ・クルマ動力のマルチステーション化（電気、水素、バイオ） ・キャンピー屋上のドローン発着場としての活用 | |
| 過疎地 | 過疎地には、すでにSSがゼロとなってしまう過疎地と、SSがなくなってしまうリスクが高い地域が考えられ、地方自治体も連携（関与）すべき課題です。より事業継続の可能性が高くなる保安規制の緩和をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・A I・画像認識技術を活用した監視システム ・移動式給油設備（どこでもスタンド） ・コンテナ式給油所（地上タンク） <p style="text-align: center;">実証事業（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易計量機のローリー緊結荷卸 ・簡易計量機のRRDを可とする対応 | | |
| 災害時 | 災害多発の近況から、最悪の事態を避けるため、最善を尽くす観点で、臨機応変な燃料油供給が可能になる手法・アイデアを列記したうえで、それらを可能にする保安規制の緩和（臨時措置等）を予め明示されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ローリー間の燃料油の「移出入」「相互融通」を迅速に行える仮貯蔵・仮取扱の手續きの整備 ・中小型ローリー側のポンプを活用したSS地下タンクからの燃料油の「汲み上げ」を可能とする | | |

注）本資料における関係法令の記載【法…消防法 危令…危険物の規制に関する政令 危則…危険物の規制に関する規則】

【タブレット端末等によるセルフSS内からの給油許可による生産性の向上】

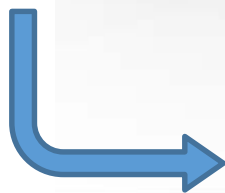
- セルフSS店内の監視室制御卓から行っている給油許可について、SS専従スタッフがフィールド内で直接視認しながら、タブレット等で給油許可を行うことで、生産性の向上が図られます。

危則（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）第28条の2の5の6…顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること（イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ロ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。ハ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること）

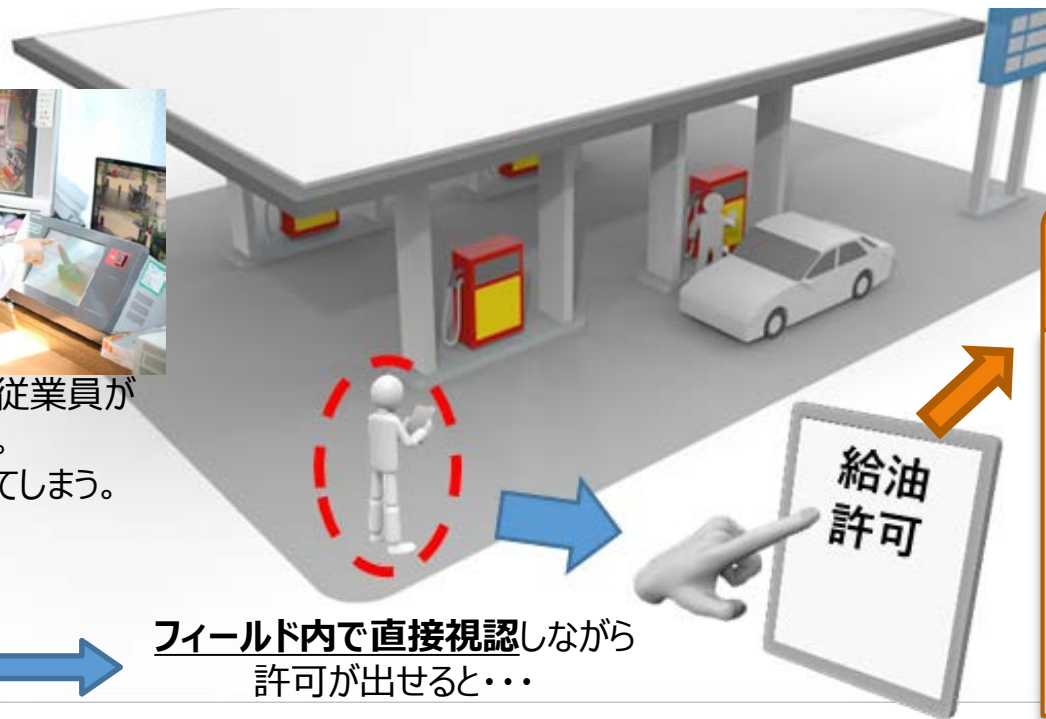
現在



店内の制御卓で従業員が給油許可を出す。
⇒ 1人固定されてしまう。



フィールド内で直接視認しながら許可が出せると…



※携帯型電子機器として、タブレットの他、スマホのSS内使用条件を通知【2018年8月20日発出:消防危第154号】

計量機周辺での営業活動
油外作業への従事も可能
＝生産性向上につながる



【多角化・多機能化による生産性の向上】

- クルマ関連ビジネスの領域拡大。
- フィールドを含む敷地の有効活用。

- クルマ販売
- レンタル
- シェアリング
- パーク&ライド拠点 など

➤ 屋外スペースの活用

- クルマの実車展示
- 宅配ボックスの設置
- 産直物品の販売
- 防災倉庫の設置 など



危令（給油取扱所の基準）第17条第1項第16号…給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。

危令（取扱いの基準）第27条第6項第1号チ…自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

危則（給油するとき等の基準）第40条第3項第4号…危令第27条第6項第1号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。① 固定給油設備から4m以内の部分。② 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときは、専用タンクの注入口から3m以内、通気管の先端から1.5m自動車以内の部分

*注) レンタカーやカーシェアに必要な車庫証明について、SS内取得を認める見解で統一してほしい

【地域コミュニティインフラとしてのSSの活用】



● 休業時のSSスペース活用、兼業事業の稼働。

危令（取扱いの基準）第27条第6項第1号ワ…給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること



➤ 屋外スペースの活用

- 地域交流イベントの開催
- 日曜市等の開催
- 宅配ボックスの稼働 など

➤ 屋内スペースの活用

- スポーツ観戦
- 地域ミーティング
- 併設ショップの営業
- 防災倉庫としての活用 など



【多角化・多機能化、コミュニティインフラ化に寄与するSS構造の実現】

● 屋外SSのキャピ-面積制限の緩和。

キャピ-面積が1/3を超えると、屋内給油所扱いになってしまう。なぜ1/3が上限なのでしょう？

危則25条の六（屋内給油所）…危令第17条第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。）の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。



（愛媛県の4面開放SS事例）



- 荒天時の給油作業の利便性が向上
- 併設する兼業機能の利便性が向上
- SSスタッフの作業効率・アメニティーが向上

【簡易計量機（PS）の利活用】

- PSの「R・R・D」を可とする対応⇨物流効率が向上します。
- PSのローリー緊結荷卸し⇨作業効率が向上します。

危令第17条（給油取扱所の基準）第7項…給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量一万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下この条及び第二十七条において「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる



ドラム缶は



レギュラー、ハイオク、軽油は

- PSは、油種が異なる3油種×600Lが上限
- レギュラー(R)、灯油(K)、軽油(D) = OK
- レギュラー、ハイオク(H)、軽油 = OK
- レギュラー、レギュラー、軽油 = NG



レギュラー、レギュラー、軽油は



- PSへの荷卸しは、ドラム缶(200L)から
- 物流コストが割高
- 荷卸しの手間が大変



ローリーは

危令第27条（取り扱いの基準）第6項四のイ…移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、総務省令で定めるところにより、総務省令で定めるタンクに引火点が四十度以上の第四類の危険物を注入するときは、この限りでない

ご清聴
ありがとうございました



(参考)

【移動式給油設備（どこでもスタンド）】

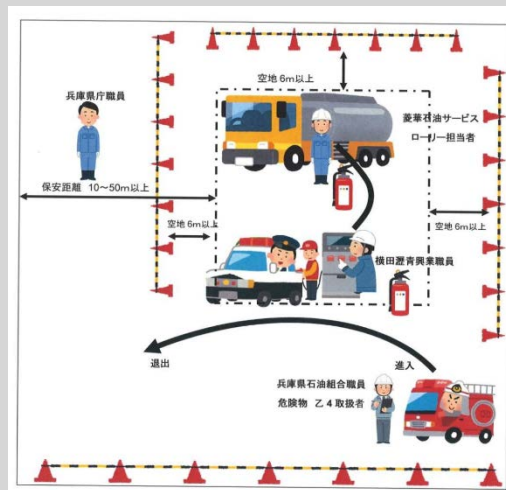
SSの減少が続き空白地域が生じ始めている。燃料供給不安の解消として、タンクローリーに直接接続可能な簡易計量機「どこでもスタンド」による巡回販売は有効な手立ての1つであり、早期実現が望まれる。

危令（給油取扱所の基準）第17条の第1項第7号…給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量一万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク(以下この条及び第二十七条において「廃油タンク等」という。)を地盤面に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

過疎地での移動式給油設備(どこでもスタンド)を活用した新たな燃料供給体制の実証実験（浜松市他）



※本実証実験は消防法10条に基づく仮取扱として、地元消防本部の承認を得て実施したものの。



兵庫県石油協同組合提出資料より

法第10条第1項…指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

(参考)

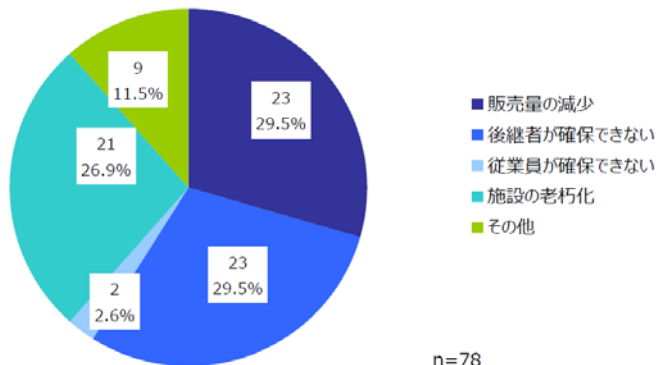
【コンテナ式給油所（地上タンク）】

設備の老朽化により廃業を考えている事業者が多く、その背景として地下タンクの入替え、改修等に多額の費用が必要となっていることがあげられる。ローコストかつ短期間で設置可能な地上タンクの設置はSSの維持に有効な手立ての1つであり、早期実現が望まれる。

危令（給油取扱所の基準）第17条の第1項第7号…給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量一万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク(以下この条及び第二十七条において「廃油タンク等」という。)を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

廃業を考えた理由については「販売量の減少」、「後継者の確保」がともに29.5%、「施設の老朽化」が26.9%であった。

廃業を考えた理由（H30年度調査結果）



過疎地でのコンテナ式給油所(地上タンク)の活用に向けた実証実験(コモタ株式会社)

(参考)

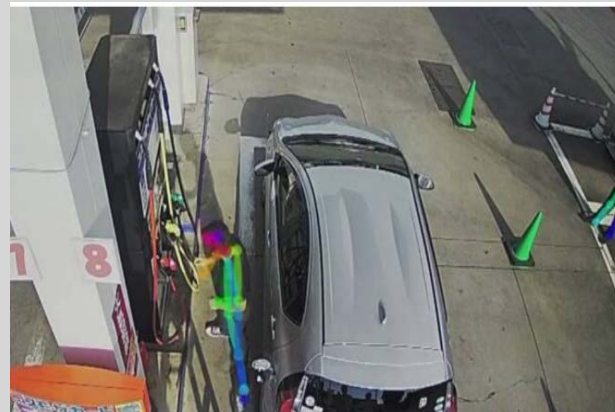
【A I・画像認識技術を活用した監視システム】

現在スタッフが担っているセルフSSの給油許可をA I 画像認証等による自動給油許可システムが担うことで、人的コストやスタッフが他の収益業務に係わることが可能となる。過疎地等におけるSSの維持に有効な手立ての1つであり、早期実現が望まれる。

セルフSSによる給油許可

危則（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）第28条の2の5の6…
顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること

- イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。
- ロ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。
- ハ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。
- ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。
- ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること)



人手不足克服に向けたAI・画像認識技術を活用したセルフSSでの監視システムの開発・実証実験(コスモ石油マーケティング株式会社他)